

改正後		改正前	
別表（第2条第1項関係）		別表（第2条第1項関係）	
名 称	所掌事項	名 称	所掌事項
里親審査部会	児童福祉法施行令第 29 条に基づく里親の認定に関する事項	里親審査部会	児童福祉法施行令第 29 条に基づく里親の認定に関する事項
こども相談センター審査部会	児童福祉法第 27 条第 6 項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項	こども相談センター審査部会	児童福祉法第 27 条第 6 項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
児童虐待事例検証第 1 部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証等に関する事項 児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項に基づく報告に対する意見の具申に関する事項	児童虐待事例検証第 1 部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証等に関する事項
児童虐待事例検証第 2 部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証等に関する事項	児童虐待事例検証第 2 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可前の意見聴取に関する事項
保育事業認可部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項	保育事業認可部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 1 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 1 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 2 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 2 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 3 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 3 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 4 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 4 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 5 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 5 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 6 部会	児童福祉法第 35 条第 5 項及び大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と保育所の設置運営予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び設置運営予定者の計画との適合審査に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 6 部会	児童福祉法第 35 条第 5 項及び大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と保育所の設置運営予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び設置運営予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 7 部会	児童福祉法第 35 条第 5 項及び大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と保育所の設置運営予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び設置運営予定者の計画との適合審査に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 7 部会	児童福祉法第 35 条第 5 項及び大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と保育所の設置運営予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び設置運営予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 8 部会	児童福祉法第 46 条第 4 項に基づく児童福祉施設に対する事業停止命令を行う場合の意見聴取に関する事項	保育事業設置運営予定者審査第 8 部会	児童福祉法第 46 条第 4 項に基づく児童福祉施設に対する事業停止命令を行う場合の意見聴取に関する事項
児童福祉施設等事業停止審査部会	児童福祉法第 46 条第 4 項に基づく児童福祉施設に対する事業停止命令を行う場合の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく認可外施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行う場合の意見聴取に関する事項	児童福祉施設等事業停止審査部会	児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく認可外施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行う場合の意見聴取に関する事項

改正後		改正前	
名 称	所掌事項	名 称	所掌事項
社会的養育専門部会	大阪市社会的養育推進計画に関する事項	社会的養育専門部会	大阪市社会的養育推進計画に関する事項
子どもの権利擁護部会	児童福祉法第 11 条 <u>第 2 項第 1 項第 2 号リ</u> に基づく児童の意見又は意向に関する調査審議及び意見の具申に関する事項	子どもの権利擁護部会	児童福祉法第 11 条第 2 項に基づく児童の意見又は意向に関する調査審議及び意見の具申に関する事項
<u>保育内容等通告事例専門部会</u>	<u>児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項に基づく報告に対する意見の具申に関する事項</u>		
<u>放課後事業等通告事例専門部会</u>			